東京聖栄大学 教職課程　自己点検・評価報告（令和６年度）

【１】教育理念・学修目標

項　目	取組状況
①　教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況	○
②　教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス	○
③　教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況	○

○：できている　　△：不十分な点がある　　×：できていない　　－：該当なし

【状況の説明】

①　本学の教員養成の目標と目標を達成するための計画については、具体的かつ明確な形で設定し、本学のホームページ上で公表している。また、本学では「栄養教諭」の教員養成課程を有し、それに係る組織の母体である健康栄養学部管理栄養学科の 3 ポリシーに基づく人材の養成を行っている。
（公表ページ：教員養成に関する情報公表）
https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/kyouin_yousei_info/

②　本学の教員養成の目標と目標を達成するための計画の策定の推進に当たり、本学の所在する自治体である東京都葛飾区の行政組織との連携協力を重視している。特に、教員養成の的確な推進を意図して、「葛飾区教育委員会と東京聖栄大学との連携協力に関する協定書」を締結しているところである（平成 26 年 12 月 12 日）。その第 1 条には、目的を位置づけている（教育課題に関して相互の機能を活用して実践的な連携協力を行い、相互の教育の充実と発展に寄与する）。第 2 条には、「学生等の教育支援及び学びの充実・向上」「教職員の養成や研修等、資質・能力の向上」「教育に関する研究開発及び共同研究」等の具体事項を示し、その推進を図るとしている。また、第 3 条では「教職員の派遣及び受け入れ並びに施設設備の利用について、相互に協力するものとする」とし、その在り方を示している。

③　教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しについては、教職課程を履修する学生一人一人の学修成果や社会情勢および教員採用等の実施状況を踏まえて見直しの必要性の有無を検討している。直近においては、平成 31 年度の教職課程の再課程認定に関するコアカリキュラムの科目変更を文部科学省に申請し、その認可を得ている。栄養教諭 1 種免許状取得に必要な「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導」「特別支援教育」の設定である。また、都道府県等の教員採用試験実施時期の前倒しにともなう学生への指導（模擬試験練習や論文添削など）にも対応している。

東京聖栄大学 教職課程　自己点検・評価報告（令和６年度）

【２】授業科目・教育課程の編成実施

項　目	取組状況
①　複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況	―
②　教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況	○
③　教育課程の体系性	○
④　ＩＣＴの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性	○
⑤　キャップ制の設定状況	○
⑥　教育課程の充実・見直しの状況	○
⑦　個々の授業科目の到達目標の設定状況	○
⑧　シラバスの作成状況	○
⑨　アクティブ・ラーニングやＩＣＴの活用など新たな手法の導入状況	○
⑩　個々の授業科目の見直しの状況	○
⑪　教職実践演習及び教育実習等の実施状況	○

○：できている　　△：不十分な点がある　　×：できていない　　－：該当なし

【状況の説明】

①　本学は、複数の教職課程を設置していない。（栄養教諭のみ設置）

②　教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備について、本学においては主に 4 号館に教職課程の機能を集約している。そこでは、教室内に PC 端末を設置し、ICT 環境の整備を図っている。ここでは、模擬授業等の実施を可能とする教室として学生の主体的な学びを支援している。また、同館 1 階に教職課程センターを設置し、栄養教諭に関する指導教材や関連書籍など、学生の教職課程科目履修に必要な施設・設備・備品等を整備している。

③　教育課程の体系性については、法令及び教員の養成の目標や当該目標の達成のための計画と対応して、その履修に必要な授業科目が開設されている。本学の教職課程（栄養教諭）が設置されている健康栄養学部管理栄養学科は、管理栄養士の養成を目的とした「管理栄養士養成施設」と指定されており、栄養教諭の養成との関連性を明確にしているところである。

④　ICT の活用指導力など、各科目を横断する重要な事項については、複数の授業間（例；情報処理演習）での連携のもと、各科目間の役割分担が適切に図られている。その示し方は、シラバスにおいて「関連科目」の項を設け、学生への周知を図っている。

⑤ キャップ制の設定について、本学において履修登録上限単位は学則第 35 条に「49 単位」と定めている。なお、前年度に開講された必修科目（選択必修科目、教職必修科目含む）をすべて修得し、かつ前年度の GPA が 3.00 以上の学生は、次の年度において、1 年間の履修登録上限単位数を超えて最大 4 単位まで履修登録することができる緩和措置を設けている。このことにより、単位制度の実質が保たれている。

⑥ 教育課程の充実及び見直しについては、全学的に実施している自己点検・評価、学生の学修成果及び社会のニーズ等を踏まえた上で、各学科において継続的な点検を行い、見直しを行っている。現在は、令和 2 年度に改正した教育課程を適用しつつ、令和 7 年度の入学生からはその一部を見直しする予定である。具体的には、「教職課程論」を、それまでの 3 年後期の履修から、3 年前期の履修に変更している。また、「学校栄養教育法」「食育指導法」を、それまでの 3 年後期の履修から、2 年後期の履修に変更している。これらの変更は、各都道府県の教員採用試験が前倒しの傾向にあることによるものである。

⑦ 個々の授業科目の到達目標については、法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領の内容や教職課程コアカリキュラムの内容を踏まえて設定している。

⑧ シラバスの作成については、全学的な作成基準が教員に示されており、その内容に基づき作成されている。授業概要と到達目標、授業計画、教科書及び資料、参考書、関連科目、成績評価の方法と基準、課題のフィードバックの方法に加え、事前学修と事後学修の内容と標準的な所要時間が明確に示されている。

⑨ アクティブ・ラーニングや ICT の活用など新たな手法については、栄養教諭の養成の観点を踏まえ、必要に応じて導入している。特に、アクティブ・ラーニングについては、一方的な知識の伝授だけでなく、演習やグループでの学びを通じて「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びの体験に繋げている。

⑩ 個々の授業科目の見直しについて、栄養教諭の課程を設置している管理栄養学科の場合、管理栄養士養成施設であることから、その基準を満たした授業科目を設置する必要がある。それゆえ、その内容については、授業評価アンケート等を踏まえて各教員がカリキュラム内容の充実と改善に取り組んでいる。

⑪ 教職実践演習及び教育実習等の実施状況について、本学では「栄養教育実習事前事後指導」「栄養教育実習」「教職実践演習」「学校ボランティア」等、栄養教諭 1 種免許状取得に必要な科目を配当している。また、学生の主体的・対話的な学び、とりわけ問題解決型の学修（PBL）の在り方を重視し、教育者に求められる資質・能力の育成を意図して適切に実施しているところである。

東京聖栄大学 教職課程　自己点検・評価報告（令和６年度）

【３】学修成果の把握・可視化

項　目	取組状況
①　成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況	○
②　成績評価に関する共通理解の構築	○
③　教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況	○
④　成績評価の状況	○

○：できている　　△：不十分な点がある　　×：できていない　　－：該当なし

【状況の説明】

①　成績評価に関する全学的な基準は、学則第 31 条に「秀、優、良、可、及び不可」と定めており、詳細については「履修規程」に定めている。授業科目ごとに定められ、シラバスに明記している到達目標の達成状況を、成績評価の方法・基準に則して評価を行っている。成績評価基準については学生便覧において学生に明示しているほか、大学ホームページにも公表している。教職課程もこの基準に準じている。
（公表ページ：情報公表ページ 6-2.成績評価基準）
https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#

②　成績評価について、本学は小規模校であるため、同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している事例は少数である。成績評価に関しては、「GPA 及び成績評価分布について」の資料を作成して教授会において確認を行っており、全学的に成績評価基準の平準化に努めるとともに、共通理解の構築がなされている。教職課程の評価もこの考え方に準じている。

③　教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況については、上記の②の内容の適正と充実を図るとともに、栄養教諭の採用試験の受験対策やその採用状況、学校栄養職員への就職状況等を取りまとめている。

④　成績評価については、シラバスに明記した成績評価の方法・基準に基づき、公正で透明性を持った成績評価に努めている。教職課程の評価もこの考え方に準じている。

東京聖栄大学 教職課程　自己点検・評価報告（令和６年度）

【４】教職員組織

項　目	取組状況
①　教員の配置の状況	○
②　教員の業績等	○
③　職員の配置の状況	○
④　ＦＤ・ＳＤの実施状況	○
⑤　授業評価アンケートの実施状況	○

○：できている　　△：不十分な点がある　　×：できていない　　－：該当なし

【状況の説明】

①　本学の教職課程の教員の配置状況は、教職課程認定基準で定められた必要専任教員数（当該課程を置く学科等の入学定員の合計数 800 人以下：2 人）を充足している。令和 6 年度 教職を担当する専任教員：3 人（うち 1 人は教科に関する専任教員）を充てている。なお、教職科目担当の非常勤講師 2 人を充当している。

②　教員の業績等について、担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場での実務経験の状況等は適切であり、文部科学省における教職課程認定を受けている。また、各教員の研究業績等については、大学ホームページにおいて公表を行っている。
（公表ページ：情報公表ページ 3.教員の学位及び研究業績）
https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/professor/

③　本学は栄養教諭課程のみの設置であり、小規模であることから、管理栄養学科内において必要な事務を処理している。また、必要に応じて事務組織（大学事務部学務課等）の職員とも報告・連絡し合い、実効性のある協力態勢を整えている。

④　FD・SD の実施状況について、本学の目的及び当該目的を達成するための計画への理解をはじめ、教員として望ましい資質・能力を身に付けるための FD・SD として、本学では全学的に「合同研修会」を毎年度実施している。研修会は、専任教職員は全員参加することとされており、令和 6 年度の参加率も 100%である。また、教職課程を担う教員としての資質・能力を身に付けるために、教職課程以外の専門科目担当の教員の授業方法や学生指導等に学ぶとともに、大学事務職員の職務内容や役割等の理解にも努めている。

⑤　授業評価アンケートの実施については、毎年度策定している FD 活動計画に基づき、全学的に実施している。毎年度前期・後期に、原則全科目を対象に実施している。その結果は、教職員だけでなく学生へも公表されている。その実施状況は、大学ホームページにおいても概要報告がされており、FD 委員会においても検討を行うことで、授業改善に繋がる FD の機会として活用がされている。
（公表ページ：情報公表ページ 12.その他 FD・SD に関すること）
https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/fd/

東京聖栄大学 教職課程　自己点検・評価報告（令和６年度）

【５】情報公表

項　目	取組状況
①　学校教育法施行規則第１７２条の２のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第２２条の６に定められた情報公表の状況	○
②　学修成果に関する情報公表の状況	○
③　教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況	○

○：できている　　△：不十分な点がある　　×：できていない　　－：該当なし

【状況の説明】

①　本学では、学校教育法施行規則第 172 条の 2、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 等の内容について、法令で規定された項目に基づき大学ホームページ上において公表している。
（公表ページ）
学校教育法施行規則第 172 条の 2 関連
https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#
教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 関連
https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/kyouin_yousei_info/

②　学修成果に関する情報公表について、大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成している点を踏まえ、情報公表ページで示している成果（管理栄養士国家試験合格状況、就職状況等）により達成できていると認識している。その状況は、大学ホームページ上で公表している。
（公表ページ）
学校教育法施行規則第 172 条の 2 関連
https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/#

③　教職課程の自己点検・評価については、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 に基づき点検・評価を行い、大学ホームページ上で公表している。点検項目については、ガイドラインを参照し、わかりやすい表記で記載するよう努めている。
（公表ページ）
教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 関連
https://www.tsc-05.ac.jp/about_us/jouhou_koukai/kyouin_yousei_info/

東京聖栄大学 教職課程　自己点検・評価報告（令和６年度）

【６】教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

項　目	取組状況
①　教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況	○
②　学生に対する履修指導の実施状況	○
③　学生に対する進路指導の実施状況	○

○：できている　　△：不十分な点がある　　×：できていない　　－：該当なし

【状況の説明】

①　教職課程を履修する学生の確保に向けては、新年度の学科ガイダンス（入学生対象）において、学校教育における食育の重要性（「学習指導要領」第１章総則・第１の２（3））を解説するとともに、栄養教諭の役割や職務内容等を学び合う場を設けている。また、現に履修している学年の学生による教職の学び体験講話等も実施している。なお、本学では教職科目の履修について、１年の後期カリキュラムからその履修を可能としている。

②　学生に対する履修指導については、教職の専門性や食育教育の重視に鑑み、とりわけ１年次の「リテラシー」の授業科目において、文部科学省の教育基本計画の方針やこども家庭庁の＜こどもがまんなかの社会の実現＞に向けた健康の教育の方向性などを解説し、教職課程履修の意義等についてその理解と学修意欲の喚起を促している。また、１年前期の段階で、教職科目の履修内容やその手続き等に関して、本学学務課および教職課程センターにおいて学生の個別相談等に応じる機会と場を設けている。

③　学生に対する進路指導については、主に栄養教諭採用試験対策として、教職担当教員が模擬試験問題の解説指導や論文添削の指導を学生個々のニーズに応じて行っている。また、教職課程センターにおいて、栄養教諭等の職種を希望する学生の相談および就職先のガイダンスなどを行っている。加えて、葛飾区の小学校を中心に教育現場における子供の学習場面を参観する機会と場を設けている。これらの体験は、学生に具体的な就職活動の情報提供に資するとともに、学生個々のキャリア形成構築の支援にもなっている。

東京聖栄大学 教職課程　自己点検・評価報告（令和６年度）

【７】関係機関等との連携

項　目	取組状況
①　教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況	○
②　教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況	○
③　学外の多様な人材の活用状況	○

○：できている　　△：不十分な点がある　　×：できていない　　－：該当なし

【状況の説明】

①　教育委員会等との連携・交流については、本学の所在する自治体である葛飾区教育委員会と本学との連携協力に関する協定書（【1】の②）により、学生の教職科目「学校ボランティア」（2 年生：9 月と 2 月の各 1 週間実施）や「教育実習」（4 年生：5 月～6 月間で 2 週間実施）の履修を中心に、その学び合いによる相互交流を深めている。また、その連携・強化を図るうえで、年に 2～4 回程度の区教委訪問（実施の計画説明や結果の報告など）、校長会への説明・要請および実施結果の報告などを実施している。加えて、本学の教員がそれぞれの専門性を活かして、各学校の研究発表会や栄養教育に関する研修会の講師などを引き受け、相互機関が有する特性を活かした学び合いの場づくりを行っている。

②　教育実習等を実施する学校との連携・協力については、上記の①の状況を踏まえ、校長会との共通理解を図りつつ学生個々の履修が適切に展開できるよう、該当校に教職課程センターとしての実施計画書等の説明と実施要請を行っている。また、教育実習等の実施に際しては、学生への事前・事後指導を中心に実施期間中の学生個々の状況把握と該当校への挨拶訪問、さらに実施後には学生のリアクションレポート等の情報提供を計画的に実施している。

③　学外の多様な人材の活用として、近隣の学校の校長や栄養教諭など、また教育委員会の指導主事などをゲストスピーカーとした特別授業を実施することにより、教職課程の学びの充実を図っている。とくに、本学の教職課程を修了し、埼玉県やさいたま市などで栄養教諭として活躍している者（先輩）を講師要請し、学生との学び合いの場を設けている。